

○防衛省告示第三百三十号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、追加提供及び新規提供が令和五年六月二十七日次のとおり決定された。

令和五年六月二十九日

防衛大臣 浜田 靖一

陸上施設

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘	要
六〇五六	牧港補給地区	浦添市	民有	土地…約一六〇平方メートル	
			国有	建物…約七、七〇〇平方メートル	

訓練施設として共同使用する。

◎追加提供

使用期間…令和五年七月七日から同月十九日までの間

施設番号 施設名 所在地名 所有関係 摘要

三一八一 硫黄島通信所 東京都小笠原村 国有 土地…約七四三、〇〇〇平方メートル

国有 建物…約五、五〇〇平方メートル

国有 工作物…鋪床等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和五年七月五日から同月十四日ま

での間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の

ための追加期間

海上自衛隊硫黄島航空基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

五二二一 築城飛行場

行橋市、福岡県築上 国有

土地…約三五、〇〇〇平方メートル

郡築上町 国有

建物…約六、九〇〇平方メートル

国有 工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和五年七月五日から同月十六日ま

での間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の  
ための追加期間

航空自衛隊築城基地の施設の一部を、地  
位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及  
び区域として提供する。提供期間中は、  
地位協定の関連ある条項が適用される。

五二二四 北熊本駐屯地

熊本市

国有

土地…約三六〇平方メートル

国有

建物…約一、三〇〇平方メートル

国有

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和五年七月三日から同月二十八日  
までの間

五二二五 健軍駐屯地

熊本市

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の  
ための追加期間

陸上自衛隊北熊本駐屯地の施設の一部を、  
地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設  
及び区域として提供する。提供期間中は、  
地位協定の関連ある条項が適用される。

国有 土地…約三、六〇〇平方メートル

国有 建物…約二、〇〇〇平方メートル

国有 工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和五年七月三日から同月二十八日

までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の  
ための追加期間

陸上自衛隊健軍駐屯地の施設の一部を、  
地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設  
及び区域として提供する。提供期間中は、  
地位協定の関連ある条項が適用される。

◎新規提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘 要
一〇八四	八雲分屯基地	北海道二海郡八雲町	国有	土地…約七六二、〇〇〇平方メートル
			国有	建物…約二、六〇〇平方メートル
			国有	工作物…水道等

訓練施設として新規提供する。

使用期間…

一 令和五年七月十日から同月十四日まで  
の間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の  
ための追加期間

航空自衛隊八雲分屯基地の施設の一部を、  
地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設  
及び区域として提供する。提供期間中は、  
地位協定の関連ある条項が適用される。

四一七四 小牧飛行場

春日井市、小牧市、 国有

土地…約四五〇、〇〇〇平方メートル

愛知県西春日井郡豊 国有

建物…約八、〇〇〇平方メートル

山町 国有

工作物…門等

訓練施設として新規提供する。

使用期間…

一 令和五年七月十三日から同月二十日  
までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の  
ための追加期間

航空自衛隊小牧基地の施設の一部を、地  
位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及  
び区域として提供する。提供期間中は、  
地位協定の関連ある条項が適用される。

六〇九四 南那覇駐屯地

那覇市

国有

建物…約八〇平方メートル

国有

工作物…水道等

訓練施設として新規提供する。

使用期間…



一 令和五年七月三日から同月十九日までの間

二 必要に応じ、仮設建物等の建設前準備及び取壊しのための期間

陸上自衛隊南那覇駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

## 海上演習場関係

### ◎新規提供

#### むつ湾訓練区域

#### 一 区域

次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域

- (1) 北緯四一度〇九分一二秒、東経一四一度〇七分一二秒
- (2) 北緯四一度〇五分五三秒、東経一四一度〇八分二八秒
- (3) 北緯四一度〇四分〇二秒、東経一四〇度五九分五九秒
- (4) 北緯四一度〇七分二二秒、東経一四〇度五八分四三秒

## 二 高度制限

高度六一〇メートル（二、〇〇〇フィート）以下とする。

## 三 用途

本区域は、海上自衛隊と共同で実施する掃海訓練のために使用される。

## 四 摘要

本区域を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として、令和五年七月十六日から同月二十八日までの間提供する。この期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。